

重信川の直轄砂防

重信川流域の砂防工事は、大正8年に愛媛県営事業として中流部の山腹工に着手したのが始まりです。それ以来、本川筋の主要な支川合流点付近で砂防堰堤、流路工などが施工されてきました。しかし、昭和18年7月に既往最大の洪水に見舞われ、さらに昭和20年9月にも再度の洪水が発生し、流域各所の崩壊により多量の土砂が下流に押し出されて、重信川下流部では松山市や松前町などで破堤し、耕地の流失、家屋の浸水などの被害を受けました。このため、早急に治山及び砂防設備を整備する必要に迫られ、昭和23年より建設省によって重信川直轄砂防事業が開始されました。

重信川の直轄砂防事業区域(表川との合流点から上流域136.4km²)は、河床勾配が急で、土砂が流出しやすい地形条件を有しています。また、中央構造線の影響により断層や破碎帯が多く見られる複雑な地層で崩壊しやすい地質構造となっており、豪雨時には崩壊した土砂が流出して、河川の下流部に被害をもたらす恐れが高い特性を持っています。重信川と表川の合流点付近では、扇状地形が形成され、一部天井川になっていますが、これはこの地域が古くから土砂の生産・流出が活発であったことを示唆するものです。

重信川の直轄砂防事業には二つの目的があります。一つは直轄砂防事業区域からの流出土砂を軽減し、重信川下流域の河床上昇を防ぐことにより河川水位の上昇を抑えて、下流域の浸水被害を軽減することです。直轄砂防事業区域が属する東温市だけではなく、重信川下流域の松山市、伊予市、松前町、砥部町の人々の生命や財産を守るためにも直轄砂防事業が行われているということです。もう一つは直轄砂防事業区域で土石流による人的被害、家屋被害、田畑の埋没、交通途絶等の被害を軽減することです。近年でも直轄砂防区域では平成8年、11年、13年に土石流が発生し、家屋や農作物などに被害が出ています。区域内には松山自動車道、国道11号などの主要幹線道路もありますので、広域的な人や物の流れへの影響という観点からも土石流対策が求められています。

昭和23年度から平成22年度までの63年間に重信川直轄砂防事業により砂防堰堤89基、溪流保全工・床固工群18箇所(箇所)の砂防施設が完成し、平成23年度からは中期計画(平成23～53年度)に基づいて砂防堰堤の整備が進められています。「重信町誌」には、重信川流域住民は古来から豪雨ごとに不安と恐怖の中で生活してきたが、昭和20年代以降の築堤、砂防、床固工事によって、水害の恐怖はなくなり、今では昔語りになりつつある、ということが書かれています。

東温市横河原の重信川砂防資料館には重信川流域の地形模型、岩石標本、砂防事業や砂防施設のパネル展示などがあり、土砂災害や砂防事業について学ぶことができます。

<参考文献：建設省四国地方建設局松山工事事務所編「松山工事四十年史」1985年、重信町誌編纂委員会編「重信町誌」1988年、四国地方整備局事業監視委員会資料など>

